

## 特別管理産業廃棄物処分業許可申請【事業範囲の変更】のてびき I 許可申請の手続き

### 1. 申請窓口について

注) 特別管理産業廃棄物処分業を申請する場合は、事前手続きが必要になる場合がありますので、事前に窓口にご相談ください。

#### (1) 固定式の処理施設を用いて処分を行う場合

特定の場所に産業廃棄物の処理施設を設置し処分業を行う者	産業廃棄物の処理施設の所在地を管轄する保健所
-----------------------------	------------------------

#### (2) 移動式の処理施設を用いて処分を行う場合

仙台市内又は宮城県外にのみ事務所及び事業場（駐機場）を有する者	県庁廃棄物対策課
仙台市を除く宮城県内に事務所又は事業場（駐機場）を有する者	事務所又は事業場所在地を管轄する保健所

### 2. 申請の手続き

#### (1) 申請方法

##### ①オンライン決済を利用する場合の申請

[宮城県産業廃棄物処分業申請フォーム（外部サイトヘリンク）](#)から申請し、手数料決済の後、下記のとおり申請書類一式を申請窓口（P.19参照）に書留郵便で送付または持参<sup>注意</sup>してください。

○A4サイズのファイルにとじた申請書一式：1部

（申請書一式が申請窓口へ到達した際に、書類受理の旨のメールが送付されます。）

○申請日は発送日ではなく、到着日です。そのため、申請書第1面の日付は記載しないでください。

※誓約書等の添付書類については、書類を作成した日付を記載してください。

○閉庁日は郵便物の受け取りはできません。翌営業日の受け取りになります。

許可期限日が閉庁日と重なる場合などは直前の開庁日までに届くよう余裕をもって発送してください。

○副本の返送を希望される場合には、申請書の写し及び送付先を記入した、切手を貼付けた角2型封筒かレターパックを追加提出してください。

○先行許可制度を御利用の方は、先行許可証（原本）に加え、返送用として特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角2型封筒かレターパックを提出してください。確認後、返送します。

##### ②宮城県手数料セルフレジを利用する場合の申請

上記オンライン申請と同様の申請書類に加え、申請手数料分のセルフレジから発行される「レシート（提出用）」を書留郵便で送付または持参<sup>注意</sup>してください。

**注意）**書類を持参する場合は**予約制**です

申請窓口へ連絡し、必ず来庁日時を予約してから申請書一式（正副2部）と申請手数料を持参してください。

（手数料についてオンライン決済又はセルフレジでお支払い済みの方は、不要です）

## (2) 申請に必要なもの

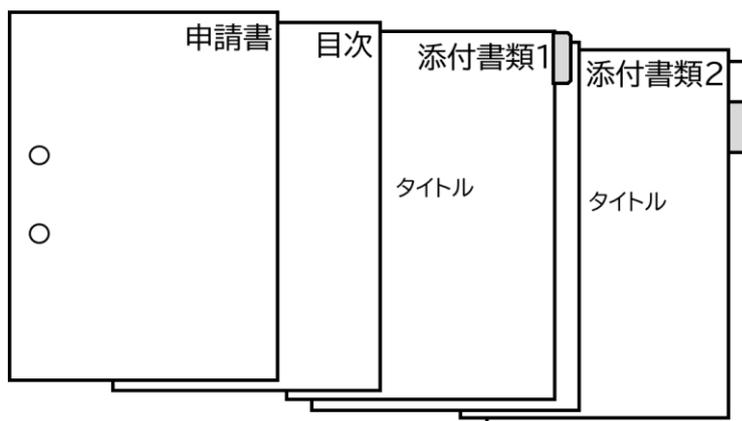
### ① 申請書（廃棄物処理法施行規則様式第16号）

申請書の様式は定められたものを使用してください。

### ② 申請に必要な添付書類（9ページ「添付書類一覧表」のとおり）

提出用の申請書と添付書類は、穴をあけてA4サイズのファイルに綴じてください。

〈書類の綴り方〉



### ③ 申請手数料

事業範囲の変更：95,000円

#### ★納付方法

申請手数料は、宮城県手数料セルフレジ又は電子申請サービス（オンライン決済）で納付していただきます。

※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

[（参考）宮城県ホームページ「宮城県への手数料等の支払方法について」](#)

## 3. 審査について

- ・提出いただいた申請書類については、提出時に窓口で簡単な予備審査を行います。（書類の記入漏れや添付書類の有無等の確認他）
- ・受理した申請書類の審査過程で、審査に必要な書類の提出をお願いすることや、事務所や事業場への立入調査を行う場合があります。

## 4. 許可証の交付について

- ・許可証は、申請書類提出先の窓口にて交付します。
- ・変更許可を受けた方は、旧許可証を変更許可後に窓口に戻還して下さい。旧許可証返還後に新規許可証を交付します。
- ・郵送で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口に送付先を記入した、特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角2型封筒かレターパックを提出してください。

## Ⅱ 特別管理産業廃棄物の種類

根拠法令	特別管理産業廃棄物	取扱																																																																																																																																																																																																																									
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類, 灯油類及び軽油類)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第4号	感染性産業廃棄物																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第5号	イ 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等																																																																																																																																																																																																																										
	ロ ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物																																																																																																																																																																																																																										
	ハ ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物																																																																																																																																																																																																																										
	ニ 廃水銀等																																																																																																																																																																																																																										
	ホ 指定下水汚泥																																																																																																																																																																																																																										
	ト 廃石綿等																																																																																																																																																																																																																										
	へ・チ・ル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物名</th> <th>燃え殻</th> <th>汚泥</th> <th>廃油</th> <th>廃酸</th> <th>廃アルカリ</th> <th>鉍さい</th> <th>ばいじん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害物質</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	有害物質								水銀又はその化合物	—		—					カドミウム又はその化合物			—					鉛又はその化合物			—					有機燐化合物	—		—			—	—	六価クロム化合物			—					砒素又はその化合物			—					シアン化合物	—		—			—	—	PCB	—		—			—	—	トリクロロエチレン	—					—	—	テトラクロロエチレン	—					—	—	ジクロロメタン	—					—	—	四塩化炭素	—					—	—	1,2-ジクロロエタン	—					—	—	1,1-ジクロロエチレン	—					—	—	シス-1,2-ジクロロエチレン	—					—	—	1,1,1-トリクロロエタン	—					—	—	1,1,2-トリクロロエタン	—					—	—	1,3-ジクロロプロペン	—					—	—	チウラム	—		—			—	—	シマジン	—		—			—	—	チオベンカルブ	—		—			—	—	ベンゼン	—					—	—	セレン又はその化合物			—					1,4-ジオキサン	—					—	—	ダイオキシン類			—			—	—	
		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん																																																																																																																																																																																																																		
		有害物質																																																																																																																																																																																																																									
		水銀又はその化合物	—		—																																																																																																																																																																																																																						
		カドミウム又はその化合物			—																																																																																																																																																																																																																						
		鉛又はその化合物			—																																																																																																																																																																																																																						
		有機燐化合物	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																		
		六価クロム化合物			—																																																																																																																																																																																																																						
		砒素又はその化合物			—																																																																																																																																																																																																																						
		シアン化合物	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																		
		PCB	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																		
		トリクロロエチレン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		テトラクロロエチレン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		ジクロロメタン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		四塩化炭素	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		1,2-ジクロロエタン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		1,1-ジクロロエチレン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		1,1,1-トリクロロエタン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		1,1,2-トリクロロエタン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		1,3-ジクロロプロペン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																		
		チウラム	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																		
		シマジン	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																		
	チオベンカルブ	—		—			—	—																																																																																																																																																																																																																			
	ベンゼン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																			
	セレン又はその化合物			—																																																																																																																																																																																																																							
1,4-ジオキサン	—					—	—																																																																																																																																																																																																																				
ダイオキシン類			—			—	—																																																																																																																																																																																																																				
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)																																																																																																																																																																																																																										
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)																																																																																																																																																																																																																										

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

Ⅲ申請書の記入のしかた  
1. 第1面の記入について

様式第十六号（第十条の二十二関係）

〔第1面〕

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和〇〇年××月△△日

都道府県知事 殿  
(市長又は区長)

郵送の場合は、未記入としてください

法人の場合：登記簿上の本店、商号等  
個人の場合：住民票の住所、氏名等

申請者 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
氏名 株式会社 宮城軒  
代表取締役 宮城 太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	●●年 ××月 △△日 第□□□□□□□□□□号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理－焼却 感染性産業廃棄物、汚泥 最終処分（管理型）－廃石綿 詳細は別表のとおり
変更の内容	中間処理（焼却）の追加
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	種類 焼却施設 数量 1基 設置場所 △△市××2丁目2番2号 設置年月日〇〇年〇〇月〇〇日 処理能力 20t/日（8時間） 許可年月日〇〇年××月△△日 許可番号 □□
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	種類 焼却施設 処理方式 ストーカー式 構造 耐火レンガ構造 設備概要 焼却炉 サイロン集じん機 バグフィルター
※事務処理欄	

土地の登記簿のとおり記入。  
賃貸借で契約書等と標記が異なる場合、住所と併記する。

（日本工業規格 A列4番）

別表

焼却

根拠法令		特別管理産業廃棄物							取扱	
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類, 灯油類及び軽油類)							×		
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下のもの)							×		
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 1 2. 5以上のもの)							×		
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							○		
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物									
令2の4第5号	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等							×	
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物							×	
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物							×	
	ニ	廃水銀等							×	
	ホ	指定下水汚泥							×	
	ト	廃石綿等							×	
	へ・チ・ル		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
			有害物質							
			水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×	×
			カドミウム又はその化合物	×	○	—	×	×	×	×
			鉛又はその化合物	×	○	—	×	×	×	×
			有機燐化合物	—	×	—	×	×	—	—
			六価クロム化合物	×	○	—	×	×	×	×
			砒素又はその化合物	×	○	—	×	×	×	×
			シアン化合物	—	×	—	×	×	—	—
			PCB	—	×	—	×	×	—	—
			トリクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
			テトラクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
			ジクロロメタン	—	×	×	×	×	—	—
			四塩化炭素	—	×	×	×	×	—	—
			1, 2-ジクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
			1, 1-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
			シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
			1, 1, 1-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
			1, 1, 2-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
			1, 3-ジクロロプロペン	—	×	×	×	×	—	—
			チウラム	—	×	—	×	×	—	—
			シマジン	—	×	—	×	×	—	—
			チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—	—
			ベンゼン	—	×	×	×	×	—	—
		セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×	
		1, 4-ジオキサン	—	×	×	×	×	—	×	
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	—	×	
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×		
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×		
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×		

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

## 2. 第2面の記入について

[第2面]

既に処理業の許可（他都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許 可 番 号
	〇〇県	0123456789
	△△市	0987654321
<b>産業廃棄物処理業 又は 特別管理産業廃棄物処理業 の許可</b>		
申 請 者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
かぶしきがいしゃ みやぎけん 株式会社 宮城軒	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所	
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員（法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	
みやぎ たろう 宮城 太郎	昭和33年12月31日 代表取締役	仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番 仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番〇号
みやぎ じろう 宮城 次郎	昭和36年2月1日 取締役	仙台市宮城野区△△△丁目△番の△号 同 上
あおば じょうたろう 青葉 城太郎	昭和32年3月2日 取締役	仙台市若林区□□□丁目□番□号 仙台市若林区□□□丁目□番□号ハイツ青葉101号

申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び本籍・住所等を記入してください。

申請者が法人の場合に、その「役員」の氏名、本籍・住所等を記入して下さい。  
 ※ここで言う「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。  
 ※記入にあたっては、氏名、本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。

### 3. 第3面の記入について

[第3面]

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）			
発行済株式の総数	◆◆◆	株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所
みやぎ たらう 宮城 太郎	昭和33年12月31日	〇〇株 〇〇.〇%	仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番 仙台市青葉区〇〇〇丁目〇番〇号
かぶしきがいしゃせんだいし 株式会社千台紙		△△株 △△.△%	仙台市青葉区△△△丁目△番△号
<p>※氏名、本籍の表記が身分証明書のとおり、住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。 (法人の場合は、商号・住所の表記が商業登記簿のとおりになるようにご留意下さい。)</p>			
令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
せんだい さぶろう 仙台 三郎	昭和41年8月7日 〇〇支店長	宮城県〇〇郡〇〇町〇字〇〇●番地● 同上	
<p>○申請者に「使用人」がある場合は、その氏名及び本籍・住所等を記入して下さい。 ※「使用人」とは“本店又は支店等の代表者”を指します。</p> <p>※氏名、本籍及び住所の表記が住民票のとおりになるよう、特にご留意下さい。</p>			
備考			
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <p>4 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>			
※手数料欄			
<p>提出部数は 1部 です。 (保管用に控え(副本)を1部作成してください。)</p>			

## IV 添付書類

### 1. 添付書類一覧表

添付書類	記載例	【備考】				
1 事業計画の概要を記載した書類 (1) 全体計画の概要〔様式第1号の1〕 (2) 施設の概要（中間処理施設）〔様式第1号の2〕 (3) 施設の概要（最終処分場）〔様式第1号の3〕 (4) 処分業務の具体的な計画〔様式第1号の4〕 (5) 環境保全措置〔様式第1号の5〕	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5					
2 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図、さらに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面						
3-1 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類 （所有権を有しない場合は、使用権原を有すること） 例) 中間処理事業場に係る土地の登記簿謄本の原本 （所有権を有しない場合は、賃貸契約書等の写しも添付） 3-2 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類〔様式第2号〕 ※収集運搬・処分について委託する場合は委託先も記入してください。 3-3 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し	2					
4 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人</td> <td>代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類</td> </tr> </table> 例) (公財)日本産業廃物処理振興センターが実施する産業廃棄物処分業に関する講習の修了証の写し	法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類	個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類		備5) 講習会
法人	代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を説明する書類					
個人	申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者の技術的能力を証明する書類					
5 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類 （事業範囲変更許可申請にあつては、変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類。 資金調達を要しない場合は様式の一部にその旨を記載して下さい。） 〔様式第3号〕	3					
6 経理的基礎に関する書類 注) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人</td> <td>(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※税務署長の発行する納税証明書（その1）</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書（その1）</td> </tr> </table>	法人	(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※税務署長の発行する納税証明書（その1）	個人	(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書（その1）	4	備4) 法人の(1)(2)
法人	(1) 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの） (2) 法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの） ※税務署長の発行する納税証明書（その1）					
個人	(1) 資産に関する調書〔様式第4号〕 (2) 直前3年の所得税の納税すべき額及び納付額を証する書類の原本 ※税務署長の発行する納税証明書（その1）					
7 申請者等に関する書類 注) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人</td> <td>(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類</td> </tr> </table>	法人	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等	個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類		備4) 法人の(1)(2) 備3) 法人・個人の7)、イ) 備1) 法人・個人のイ) 備2) 法人・個人の7)、イ)
法人	(1) 定款又は寄付行為の写し (2) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本 (3) 申請書の2～3面に記載した役員、株主（出資者）及び使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの）の原本 ・株主（出資者）が法人である場合は登記事項証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等					
個人	申請者及び申請書の3面に記載した使用人に関する以下の書類 ア) 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）の原本 ・外国人にあつては外国人登録証明書 イ) 登記されていないことの証明書、医師の診断書等 ※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記7、イの書類					
8 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	5	備3)				
9 申請内容に関して他の法令による規制がある場合は、当該規制に適合することを証する書類及び図面						
10 その他知事が必要と認める書類及び図面						

注) ・表中の「法人」とは申請者が法人の場合、「個人」とは申請者が個人の場合をさします  
・公的機関から発行される証明書等については、発行日から3ヶ月以内の原本を添付してください  
・住民票の写しにマイナンバーの記載は必要ありません。マイナンバー記載のものを提出された場合は受理できませんので、取得する際は十分ご注意ください。

## 【 備 考 】

### 備 1) 「精神の機能の障害」の有無の判断について

申請者等に関し、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類は以下のとおりです。これらのうち1種類を添付してください。

- ①成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）
  - ②医師の診断書
  - ③認知症に関する試験結果 等
- ※添付書類の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

### 備 2) 申請者が外国人である場合について

申請者（法人にあってはその役員等）が外国人である場合、その者に関する書類は、住民票の写しの原本（国籍の記載のあるもの）及び登記されていないことの証明書のみで足りません。

### 備 3) 先行許可証の提出による添付書類の一部省略について

下記の許可証をお持ちの方については、その原本を提出いただくことで（内容を確認後返却いたします）、「添付書類一覧表」表中「7 申請者等に関する書類」のア）～ウ）（法人、個人とも）及び「8 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面〔様式第4号〕」の添付を省略することができます。

※先行許可証として有効な許可証

○産業廃棄物収集運搬業	○特別管理産業廃棄物収集運搬業
○産業廃棄物処分業	○特別管理産業廃棄物処分業
○産業廃棄物処理施設	

申請日において5年以内に本県または他の都道府県・保健所設置市で、上記の新規許可、更新許可、事業範囲変更許可（処理施設にあっては変更許可）を受けたもの。

（許可の有効期限内のものであって、先行許可証の提出無く許可されたものに限りません。）

### 備 4) 「有価証券報告書」について

申請者が法人の場合で、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、当該有価証券報告書を添付することで、以下の書類に代えることができます。

- ・貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・法人税納税証明書の原本（直前3年の各事業年度におけるもの）
- ・定款又は寄付行為の写し
- ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の原本

### 備 5) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会について

特別管理産業廃棄物処分業に関する講習会の修了証で、以下いずれかの写しを添付してください。

- ・処分課程(新規)修了証（有効期間5年）
- ・処分課程(更新)修了証（有効期間2年）
- ・変更許可を受けたい新規又は更新許可の申請時に提出した修了証※  
※前回の申請（新規、更新）時に有効な講習会修了証を添付する場合かつ講習会修了者が退社等ではなくなった場合、あらたに講習会を受講すること。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
〒102-0083 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア7階  
TEL:03-5275-7115 FAX:03-5275-7116

## 2. 添付書類の記載について

様式第1号の1

記載上の注意

事業計画の概要を記載した書類				
1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）				
2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等				
	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	処分方法	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	備 考
				性 状 予定排出事業場の名称及び所在地
1				
2		注)最終処分の場合は埋め立て方法、覆土の方法等について記載すること。		
3				
4				
5				
6				
7				
備 考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。				

(日本工業規格 A列4番)

3. 施設の概要 (中間処理施設)	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	注) 処理工程についても記載すること。
環境保全設備の概要	注) 下記の事項等について記載すること。 1. 処理施設 1) 産業廃棄物の飛散、流出防止設備 2) 処理に伴う大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭 等に対する防止設備 2. 保管施設 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭、ねずみ 害虫等の防止設備

(日本工業規格 A列4番)

4. 施設の概要（最終処分場）	
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模	注) 埋立面積、埋立容量、施設総面積等を記載すること。
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	注) 擁壁、堰堤、しゃ水工、集水設備、浸出液処理設備等について記載すること。
放流水の水質等	
その他の環境保全設備の概要	注) 下記の事項等について記載すること。 1. 産業廃棄物の飛散、流出防止設備 2. 最終処分に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭並びにねずみ又は害虫発生に対する防止設備 3. 管理型最終処分場にあつては、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止設備

(日本工業規格 A列4番)

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

注) 上記の事項の他、管理体制に係る下記の事項等についても記載すること。

1. 中間処理業の場合の管理体制
  - 1) 処理する産業廃棄物のチェック（種類、量等）方法
  - 2) 処理施設の維持管理体制、技術管理者の所属、氏名、資格取得年月日番号、技術管理者の配置体制
  - 3) 処分業務時間外の管理体制（緊急時の連絡通報体制を含む）
2. 最終処分業の場合の管理体制
  - 1) 処分する産業廃棄物のチェック（種類、量等）方法
  - 2) 安定型処分場の場合には、安定5品目以外の廃棄物の混入防止の方法
  - 3) 最終処分場の維持管理体制、技術管理者の配置体制
  - 4) 処分業務時間外の管理体制（緊急時の連絡通報体制を含む）

従業員数内訳

年 月 日 現在

役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

(日本工業)

注) 産業廃棄物処理業に関わる人員を( )で内書きすること。

## 6. 環境保全措置

## (1) 中間処理施設において講ずる措置

注) 下記の事項等を記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散、流出防止対策
2. 処理に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等に対する防止対策

## (2) 保管施設において講ずる措置

注) 下記の事項等を記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭、ねずみ、害虫等の防止対策

## (3) 最終処分場において講ずる措置

注) 基準命令の維持管理の技術上の基準に基づいて記載するものとし、下記の事項等を含めて記載すること。

1. 産業廃棄物の飛散、流出防止対策
2. 最終処分に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭並びにねずみ又は害虫発生に対する防止対策
3. 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染防止対策

(日本工業規格 A列4番)

様式第 2 号

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             ページを分けて、処理後物の種類ごと（処理工程図において発生する処理後物ごと）に記載してください。              （例）「燃え殻」「ばいじん」              「木くず、紙くず、繊維くず」など           </div>
発生量（t/月又は m <sup>3</sup> /月）	60 m <sup>3</sup> /月 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">             ・新規の際は計画数量を記載してください。              ・更新の際は実績を踏まえた計画数量を記載してください。           </div>
処 理 方 法	自 己 処 理 (処分場所)
	委 託 処 理 (処分業者名) 株式会社〇〇産業
	(所在地) △△県〇〇市××町◎◎番
埋立処分 ・ 海洋投入処分 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">中間処理</span> ・ 売却 中間処理，売却の場合は具体的な方法 溶融固化（スラグ化）による再資源化	
備 考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

(日本工業規格 A 列 4 番)

申請時点において、すでに産業廃棄物の処分を行うための資金、施設等を有している場合は、その旨を記載してください。  
 (例) 事業に要する新たな資金はありません。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	190,000	
土 地	自社所有	
事 務 所	既存事務所	
処 理 施 設	34,000	
保 管 施 設		
調     達   方   法	自 己 資 金	30,000
	借 入 金	160,000
	(借入先名)	〇〇銀行 〇〇支店      4,000
		〇〇銀行 〇〇支店      12,000
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

様式第4号

資産に関する調書 (個人用)			
			〇〇年××月△△日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格, 金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2件	5,000
有価証券			
未収入金	〇〇産業(株) 外	2件	200
売掛金	〇〇建設(株) 外	4件	100
受取手形	〇〇建設(株) 〇〇銀行	3件	200
土地	事業地	3,000㎡	30,000
建物	処理施設、事務所	1,000㎡	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	10,000
その他			
資 産 計			55,500
負債の種別	内容	数量	価格, 金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行〇〇支店 外	2件	5,000
短期借入金	〇〇金庫〇〇支店	1件	1,000
未払金	〇〇産業株式会社 外	3件	3,000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			9,000

(日本工業規格 A列4番)

(規則第10条の4第2項第8号関係 (規則第9条の2第2項第10号))

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年××月△△日

書類を作成した日付を記載してください

申請者

住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

氏名 株式会社 宮城軒  
代表取締役 宮城 太郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

宮城県知事

様

## ◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩釜市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 廃棄物対策課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

### ◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎2階
---

### ◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

<b>【実施機関】</b> (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 <b>【受付機関】</b> (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
---

令和8年3月作成